

平成27年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年9月8日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成27年9月8日(木)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成27年9月8日～9月18日(11日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 8番 酒 井 正 利 議員 9番 須 崎 眞 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ	---
6	議案第65号	奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第66号	奥多摩町事務手数料条例等の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第67号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
9	認定第1号	平成26年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
10	認定第2号	平成26年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
11	認定第3号	平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
12	認定第4号	平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
13	認定第5号	平成26年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第6号	平成26年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第7号	平成26年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託

16	認定第 8 号	平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託
17	報告第 2 号	平成 26 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	---
18	報告第 3 号	平成 26 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	---
19	報告第 4 号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 26 年度分）の報告について	---
20	議案第 68 号	訴えの提起について	原案可決
21	議案第 69 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 請負契約について	原案可決
22	議案第 70 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 請負契約について	原案可決
23	議案第 71 号	女夫橋補修工事請負契約について	原案同意
24	議案第 72 号	自治功労者の決定に同意を求めることについて	同 意
25	---	陳情の受付について	陳情第 1 号 総務文教常任委員会付託

(午後 2 時 08 分散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより、平成 27 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

8 番、酒井正利議員、

9 番、須崎眞議員を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 9 月 1 日。議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水典子議員よりご報告願います。

清水典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 27 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 9 月 1 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 18 日までの 11 日間とすることに決定をしました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。まず、上程された議案は全 27 件であります。本日及び 9 月 10 日の 2 日間で審議を行います。なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、1 件と報告されましたので、9 月 10 日、本会議終了後、総務文教常任委員会を開催し、審査をお願いします。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 9 月 11 日に行います。通告者は 7 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようお願いいたします。

一般質問終了後、常任委員会に付託し、審査が行われた請願、陳情についての採決を行います。

次に 9 月 15 日及び 16 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く、委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、平成 26 年度の各会計の決算に関する審査を行い、16 日に採決を行います。

次に、9 月 18 日の本会議 4 日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し審査が行われた平成 26 年度全 8 会計決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に本日の審議内容について申し上げます。配布してあります提出案件一覧及び上程・別採決別一覧表をごらんください。

議案第 65 号 奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、次の議案第 66 号 奥多摩町事務手数料条例等の一部を改正する条例、次の議案第 67 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例は、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の、決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後に、報告第 2 号及び報告第 3 号として、平成 26 年度決算における健全化判断比率、及び資金不足比率についての報告があります。

次に、滝島代表監査委員による、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。なお、暫時休憩をとり、正副委

員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第4号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第68号の訴えの提起については、単独上程の即決、議案第69号及び議案第70号の奥多摩処理区下水道管渠建設工事その36及びその37請負契約については、一括上程の即決と決定しております。次の議案第71号目女夫橋補修工事請負契約については、単独上程の即決で、これら3議案については、企画財政課長が概要説明を行い、その後、担当課長が補足説明を行います。

次に議案第72号の自治功労者の決定に同意を求めることについては、単独上程の即決とし、採決については、起立採決と決定しております。

本日の審議は、議案第72号をもって終了し、補正予算審議については本会議2日目を9月10日に再会し、審議することと決定しております。

本会議2日目は、議案第73号から議案第80号までの、平成27年度の一般会計を初めとする、特別会計・事業会計補正予算の8議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、会期中に町長提出議案が追加案件及び議員提出議案の地方税財源の拡充に関する意見書及び奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則が上程される予定でございます。

この追加案件、議員提出議案については、議会最終日に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定です。

以上が、上程別、採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月18日までの11日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に西秋川衛生組合議会及び秋川流域斎場組合議会が開かれておりますので、その概要を、まず、西秋川衛生組合議会議員、須崎眞議員よりご報告願います。

須崎眞議員。

[9番 須崎 眞君 登壇]

○9番(須崎 眞君) おはようございます。それでは、平成27年第1回西秋川衛生組合議会臨時議会及び議員全員協議会の報告をいたします。

去る7月29日午後2時から西秋川衛生組合会議室で、臨時議会が開かれ、町からは、町長、杉村議員、原島議員と私、須崎と宮田住民課長が出席いたしました。

議会開会前に、構成員の変更があったことにより、全員の自己紹介が行われた後、議長不在のため副議長から議会を開会するとの宣言があり、日程第1 議席の指定では、議会会議規則により、現在の議席を指定するとの副議長の発言の後、日程第2 会議録署名議員の指名では11番、中村賢次議員、12番、私、須崎が指名され、日程第3 会期の決定では、1日限りと決定されました。

次に日程第4 諸般の報告では、管理者から、27年第1回臨時会を開会したことへの開会御礼と平成26年度施設の利用状況について、順調であるとの報告がありました。

次に、日程第5 西秋川衛生組合議会議長の選挙では、副議長から、一部事務組合議会との申し合わせにより、あきる野市議の中から指名推選を行うこととなっているため、議長に合川哲夫氏を推薦する提案があり、質疑もなく採決した結果、賛成多数人で、承認され、合川新議長の挨拶の後、議事に入り、日程第6 専決第2号、専決した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について、管理者から提案説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決されました。

次に日程第7 専決第3号、専決処分した西秋川衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について、管理者から提案説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決されました。

次に日程第8 専決処分した西秋川衛生組合会計補正予算(第1号)の報告及び承認について、管理者から提案説明があり、歳入では諸収入で旧秋川衛生組合歳計余剰金、1,082万9,000円を追加し、歳出では、旧秋川衛生組合の3月分のし尿処理経費、施設維持管理費、及び一般職人事管理費などの歳出の合計が1,082万9,000円となるとの報告の後、質

疑もなく採決した結果、賛成多数で可決されました。

次に日程第9 議案第21号、西秋川衛生組合監査委員の選任について、監査委員山寄源重氏が平成27年4月30日をもって任期満了となったので、後任の監査委員に檜原村2,469番地、中村賢次氏を一部事務組合臨時会の申し合わせにより選任する提案があり、質疑もなく採決した結果、賛成多数で承認されました。

次に、西秋川衛生組合議会議員全員協議会が開催され、議長の開会挨拶の後、報告に入り、事務局から（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備事業について報告があり、整備件名は（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事として、旧秋川衛生組合施設地内で処理能力を1日20キロリットルとすること。処理方式は、生物脱窒素処理方式で、汚泥を助燃財として資源化し、西秋川衛生組合で焼却する計画であること。事業期間は平成27年度から平成30年度までを予定しているとの説明の後、質疑もなく、西秋川衛生組合議会議員全員協議会を閉会いたしました。

以上で西秋川衛生組合議会臨時議会及び議員全員協議会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、西秋川衛生組合議会の報告は終わりました。

次に秋川流域斎場組合議員、高橋邦男議員よりご報告願います。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番（高橋 邦男君） 平成27年第1回秋川流域斎場組合議会臨時議会の報告をいたします。

去る7月29日午後3時30分から、西秋川衛生組合会議室で臨時議会が開かれました。町からは、町長、酒井議員と私、高橋と宮田住民課長が出席いたしました。

議会開会前に、構成員の変更があったことにより、全員の自己紹介が行われた後、議長から、議会を開会するとの宣言があり、日程1 議席の指定では、議会会議規則により現在の自席を指定するとの議長の発言の後、日程第2 会議録署名議員の指名では12番、私、高橋と13番、酒井正利議員が指名され、日程第3 会期の決定では、1日限りと決定されました。

次に日程第4 諸般の報告では、管理者から27年第1回臨時会を開会したところ、議員皆様の出席をいただいたほか、西秋川衛生組合会議室借用により、今議会の開催に対して、お礼がありました。

平成26年度の施設の利用状況は順調に利用されており、火葬ではあきる野市が796件、日の出町は263件、檜原村は68件、奥多摩町は148件、外部は105件と全体で1,380件、前年対比210件の増となったこと。斎場の利用状況は、あきる野市は216件、日の出町は

103 件、檜原村は 15 件、奥多摩町は 27 件、その他外部は 30 件と全体で 391 件と対前年比 67 件の増となっているとの報告がありました。

次に日程第 5 秋川流域斎場組合議会副議長の選挙では、議長による指名推選で、山口和彦檜原村議が異議なく承認され、次に、日程第 6 議案第 6 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、秋川流域斎場組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から提案説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決されました。

次に日程第 7 議案第 7 号、秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、現職監査委員、福田宮夫氏が平成 27 年 7 月 31 日をもって任期満了となるため、後任の監査委員に日の出町平井 2,196 番地 318 号、松本則夫氏を選任する提案があり、質疑もなく採決した結果、賛成多数で承認されました。

次に日程第 8 議案第 8 号、秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、一部事務組合議会の申し合わせにより、平成 27 年度から奥多摩町からは 1 名の推薦枠となり、奥多摩町議会議員、酒井正利氏を選任する提案がされ、質疑もなく採決した結果、賛成多数で承認され閉会いたしました。

以上で、平成 27 年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、秋川流域斎場組合議会の報告は終わりました。

次に閉会中に総務文教委員会及び経済厚生常任委員会並びに下水道事業特別委員会が開かれておりますので、その概要をまず、総務文教常任委員会委員長、酒井正利議員よりご報告願います。

〔総務文教常任委員長 酒井 正利君 登壇〕

○総務文教常任委員長（酒井 正利君） 議会閉会中に開催した、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、7 月 30 日午前 9 時より、本委員会委員 6 名と議会事務局職員 2 名随行のもと、町有地の有効活用を目的として現地視察を行いました。

当日は、福島博氏からご寄附をいただきました土地、建物を主に 9 カ所の現場にて、町企画財政課、若菜課長、天野少子化・若者定住化担当主幹、加藤契約管財係長から説明を受けました。

初めに旧鳩和荘新館がある、敷地面積 578.47 平方メートルの棚沢 398 番地 1 の現場では、現在、奥多摩工業株式会社に年額 47 万 8,920 円で土地を貸していること。建物は、新館、休館ともに取り壊しが、今後の課題であること等の説明を受けました。

次に旧一心亭敷地及び建物他がある、棚沢 398 番地 3 の 4 の現場では、5 年前に閉会した一心亭の建物内に入り、客室や風呂場、宴会場等を見て回り、過去に何者かが建物内に入った形跡があったため、現在では入り口を嚴重に封鎖していること等の説明を受けました。その後、遊歩道を歩いて、はとのす荘の整備工事中の駐車場を確認しました。この間、双竜の滝、水神様、鳩ノ巣小橋等溪流はもとより、ビュースポットが数多くあることを再認識したが、2 つの建物等を解体する場合には、最初に進入道路の整備が必要であることなど、いずれも取り壊しが課題であることの説明を受けました。

次に、棚沢坂下地区の 3 件の土地を視察しました。1 つ目の 420 平方メートルの畑は、住宅建設に適地であること。町道を挟んである 184 平方メートルの畑は、駐車場に適地であること、また、遠景で確認した 119 平方メートルの畑は、平たんだが、現在は接道がないことの説明を受けました。

次に、古里附地区、入川沿いの平たん地、面積約 1,437 平方メートルでは、入り口道路を改修予定であること、隣接している山林も一緒に寄附を受けていること等の説明を受け、ここも住宅建設の適地であると確認いたしました。

次に、小丹波若者住宅建設現場に立ち寄り、順調に工事が進んでいること、来年 2 月末までには、3 棟 8 戸の住宅が建設されることの説明を受けました。

次に、いなか暮らし支援住宅として、初めて入居者を決定した梅沢地区の物件を視察しました。宅地、畑、田、山林を含めた面積が 2,204.6 平方メートルであること、7 月 28 日に一家 6 人が転入してきたこと等の説明を受け、既に住んでいるお子さんたちの笑顔も拝見することができました。

最後に、海沢地区にある 2 回目のいなか暮らし支援住宅として提供される、宅地 2 区画、畑 3 区画のある場所を視察しました。この住宅は、宅地 495 平方メートルの敷地に、4 D K の住宅があり、建物内にも入り見学をすることができました。静かなよい環境であること、梅沢地区の支援住宅の選考に漏れた 5 人家族に、7 月中に入居が決定すること等の説明を受け、11 時に視察を終了いたしました。

財政状況の極めて厳しい当町においては、町有財産の有効利用活用を積極的に推薦推進していきたいものです。特に、棚沢にある施設を含む、鳩ノ巣溪谷一帯は町の景勝地の 1 つでもあり、町の観光の目玉である「おくたまの風 はとのす荘」もこの 5 月にオープンしたこともあり、観光面で有効な利活用が望まれます。そのためには、これからの鳩ノ巣溪谷一帯の整備プランの早期立案をお願いしたいものであります。また、その他の町有財産については町の活性化や、発展につながることや、町民の民意などを考慮した利活用

の仕方を検討していただきたいと願っているところであります。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で総務文教常任委員会の報告は終わりました。

次に、経済厚生常任委員長、須崎 眞議員よりご報告願います。

〔経済厚生常任委員会 須崎 眞君 登壇〕

○経済厚生常任委員長（須崎 眞君） 議会閉会中に開催した、経済厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、7月30日午後1時15分より、本委員6名と議会事務局2名随行のもと、林道2路線、東京都施工林道1路線、3路線の現場視察を行いました。

当日は、役場前に、1時に集合して地域整備課、須崎課長、小峰施設係長と2名の担当職員に動向をして視察現場に向かいました。

初めに、大丹波地区の名坂線林道開設事業の現場の視察を行いました。この開設工事は、平成24年度から実施し、全体計画1,250メートル、平成26年度末より、約480メートル完了しており、平成27年度は300メートル施工し、残り工事予定は2・3年との概要説明を地域整備課職員より受けました。また、急勾配の箇所には林道といえども、舗装が必要なこと、法面箇所の手当等の重要性についての説明を合わせて受けました。工事が完了している林道脇には、地元の有志によりカエデの木が植栽されているとの話も伺ってまいりました。

次に、同じ大丹波地区の大丹波線林道改良事業のほおのき橋付近の現場視察を行いました。大丹波林道の総延長は、8,500メートル。近くにはわさび田も多く、利用頻度も高い林道であること。このため落石の危険箇所を優先して改良工事を進めていることなどの概要説明を受けました。視察した現場の事業は、平成25年度から継続して行い、施工済み延長、186メートルであることの法面工として、特殊モルタル吹付工、落石防護網工、岩石接着工を行ったこと、落石防護網工は、ポケット式と呼ばれ、岩層部分に打ち込んだアンカー支柱に金網を設置し、岩を吸収すること等の説明を受け。改めて奥多摩の山々の急峻であることを認識いたしました。その後、1キロメートルほど先にあるヘリポートまで行き、周辺の草刈り等、整備状況のよさも確認してきました。

次に柵沢地区で、東京都が平成21年度より実施している、超沢線林道開設事業の現場視察をしました。柵沢坂下地区から、1,140メートル入った地点、平成26年度工事が終了している場所まで行き、総延長が5,300メートルであること、将来的には、林道大檜線へ接続する予定であること、これらには5年程度期間を要することの説明を受け、午後3時20

分に視察を終了したところであります。

今回3路線を視察し、生活道とはまた違った面での重要性を再確認することができるのと
ともに、関係者のご協力に感謝申し上げ、経済厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

次に、下水道事業特別委員長、村木征一議員ご報告願います。

〔下水道事業特別委員長 村木 征一君 登壇〕

○下水道事業特別委員長（村木 征一君） それでは、議会閉会中に開催をいたしました、
下水道事業特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、去る8月11日、午前10時より。役場案委員会室において委員全員と地域
整備課長、下水道係長、担当職員の出席を得て開催いたしました。

議題は、下水道事業奥多摩処理区の現況についてで、初めに地域整備課長より概要説明
があった後、下水道係長より下水道事業の現状として、1、町の下水道について、2、奥
多摩処理区について、3、小河内処理区について、4、供用開始の状況について、5、下
水道工事説明会資料について、の説明を受けました。当町の下水道事業は、本年度平成27
年度末の完了に向け、順調に実施をされているということでございました。

それでは、主な質疑内容を報告いたします。

別荘として利用している住居の下水道への接続義務は、神社等施設の接続については、
梅沢・丹三郎地区の供用開始時期は、接続工事についての業者との調整は、未接続世帯へ
の勧奨方法は、などの質問、指摘事項がございました。

これについて、担当課より答弁をいただいたところでございます。その後、議会事務局
長より、下水道事業特別委員会の設置について、本委員会は、平成元年9月12日に町より
議案第43号として提出され、下水道事業運営委員会設置条例の審議に続いて当時の議長よ
り、今後の下水道事業の推進の件については、なお慎重審査の必要があると認められるの
で、本会議に8人の委員で構成する下水道事業調査特別委員会を設置し、これに付託して
審査及び調査することにしたいとの発議で、設置をされたとの説明がございました。

委員全員で検討した結果、本年度平成27年度の整備計画の最終年度となること、順調に
事業が完了予定であること、今後、継続調査の必要がないということで、議員任期である
本年11月30日をもって、下水道事業特別委員会は解散とすることといたしました。

以上で、下水道事業特別委員会委員長報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、下水道事業特別委員会の報告は終わりました。

以上で議会関係諸報告は終わります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、平成 27 年第 3 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

初めに、本年は 1945 年 8 月 15 日の第 2 次世界大戦終結から 70 年の節目を迎えました。この大戦は、大多数の国民が飢餓に苦しみ、多くの都市が灰燼に帰してしまいました。1945 年の荒廃した日本から、今日の平和で豊かな日本を築き上げた、先人たちの努力に対し、深く感謝の意をささげるとともに、先の大戦により、とうとい命を失われた全ての方々にお悔やみを申し上げます。私たちは、何があっても、現在の平和な日本を誤りなく、次世代に引き渡していくことが義務であると思っております。

さて、奥多摩町においても、今年が町制施行 60 周年という節目の年であり、奥多摩町のまちづくりの基本指針となる第 5 期奥多摩町長期総合計画のスタートとなる重要な年であります。今、奥多摩町が置かれている現況は、施政方針等でも話をさせていただいているところでもありますが、非常に厳しいものであります。特に過疎化による少子化・高齢化が進行し、地域活力が低下しつつある地域が増加し、さまざまなところに影響が出ているところであります。

このような状況から、町においては、少子化・若者定住化対策を早急かつ重点的に行うことが必要であり、少子化・若者定住化対策を推進することが、高齢者対策や地域コミュニティへの活性化、地域の防犯、防災対策につながるものであると考えております。

第 4 期奥多摩町長期総合計画では、奥多摩町の魅力を高めることにより、転出の抑制、転入の促進を図ってまいりましたが、第 5 期奥多摩町長期総合計画では、行政がさらに一歩を踏み込み、積極的に職員が地域に出向き、それぞれの地域の特性に合わせた、取り組みや、地域の実情に合わせた若者定住化対策用住宅の整備を進めていく計画としております。

しかし、例えどのようにすばらしい計画でも、実施する仕組みがなければ、絵に描いたもちであります。私は、第 5 期奥多摩町長期総合計画の初年度は、非常に重要であることから少子化・若者定住化対策事業のプロジェクトでもある、奥多摩創造プロジェクトを具現化するために、今年 6 月には、住民皆様と行政が協働して、少子化・若者定住化対策を推進する仕組みとして、定住サポーター制度を立ち上げ、町内 21 自治会、全ての空き家等の調査を実施し、現状を把握を行いました。さらに、空家等活用促進事業交付金を制度化し、空き家の活用を促進し、積極的に若者定住対策を進めているところであります。

また、小丹波地内には、町営若者住宅を8戸整備し、若者が住める住環境の整備を積極的に図っているところであり、今後も町の最重要施策として、若者の定住化対策を推進してまいります。昭和30年に、町が誕生して以来、標榜している観光立町のシンボルであるはとのす荘につきましては、築後55年が経過し、老朽化が著しく、平成25年度から3カ年をかけ、改築工事を行ってまいりましたが、5月3日にオープンし、順調に推移しております。今後は、森林セラピー事業とともに、さらに観光事業の振興を推進してまいります。

次に地域の安全安心を守る消防団関係ですが、去る7月5日に登計原総合運動公園において、奥多摩駅消防団第27回消防団ポンプ操法審査会が行われました。ポンプ自動車、6隊、小型動力ポンプ7隊が出場し、日ごろの訓練の成果を競いあった結果、前大会に続き、第2分団が両部門の第1位に輝きました。

この大会を通じ、住民皆様の安全安心を支える消防団員の技術が向上したことを本当に実感いたしました。これは、消防団員皆様が長い期間にわたる訓練を真摯に行ったたまものと思われまます。さらには、住民皆様の応援と選手を支えていただいたご家族の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に奥多摩町プレミアム付商品券販売事業ですが、これは、国が進めております、まち・ひと・しごと創生のための1つの事業として、緊急的な取り組みとして行われている。地域消費喚起・生活支援型の施策の1つであり、地域の消費喚起を促し、地域経済を活性化させるために、日本全国の多くの自治体で行われているものであります。町では、プレミアム率を30%とし、7月5日に、1万3,000円分の冊子を1万円で、3,500冊延べ3,500万円を販売したところ、5日後の7月9日に完売をいたしました。このプレミアム付商品券は、使用期限が年内となっており、全ての商品券が使用された場合は、プレミアム率30%であることから、奥多摩町の消費喚起想定額は、4,550万円になります。これにより町に大きな経済効果が、短期的に見込まれるものであります。

次に、奥多摩が水と緑のふれあい館では、平成10年の11月の開館から、入場者数の累計がこの7月11日に400万人に達しました。400万人目の来館者となったのは、東京都、小平市在住のご家族で、奥多摩町と東京都水道局から記念品を贈呈させていただきました。この400万人来館記念には、奥多摩のイメージキャラクターであります「わさびー」と東京都水道局のキャラクター「水滴くん」が出迎え。400万人来館記念を盛り上げさせていただきました。水と緑のふれあい館は、東京近代水道を100周年、及び小河内ダム竣工40周年の記念事業として、奥多摩郷土資料館の跡地である、小河内ダムサイトに奥多摩町と

東京都が共同で建設したPR館であります。町にとっては、小河内観光の拠点でもあることからこれからも自然で、自然豊かですばらしい水源地であることを誇りに思い、町の魅力や水源地の情報を下流域に発信し、奥多摩のイメージアップにつなげるよう、東京都と共同で事業を推進してまいります。

次に、9月6日には、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び奥多摩町地域防災計画に基づき、第39回奥多摩町総合防災訓練を、町、奥多摩消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署と地域住民が連携して行いました。

町及び防災関係機関、住民が一体となって、防災訓練を行うことにより、機関相互の協力体制の緊密化と防災計画の運営、運用習熟化を図り、あわせて住民の防災行動力と防災意識の向上を図ることを目的に、20自治会の地域で出火、防止訓練、避難参集訓練、初期消火訓練等を実施いたしました。実施しました結果は、参加人員、町災害対策部26名、消防署職員33名、消防団員141名、警察署等関係機関の職員、14名、地域住民、1,376名。合計で1,590名でありました。また、この訓練では、一部の地域で、AEDを使用した応急救護訓練も実施をいたしました。

この日に先立ち、8月21日には原自治会では、防災訓練が行われ、消防職員9名、地域住民20名が参加いたしました。9月7日には、日原地区で、消防署職員11名、消防団員3名、地域住民30名が参加し、防災訓練が行われました。町全体としては、関係機関の職員、地域住民等を合わせて、1,663名の参加により有事に備えた防災訓練が実施をされ、防災意識の高揚と確認を行ったところであります。

今回の防災訓練は、21自治会に、自主防災組織を立ち上げていただくということから、全自治会に、自主防災組織が立ち上がりました。初めての訓練であり、多くの住民皆さんの参加をいただきました。特に、小規模な自治会、小河内の留浦、大沢、丹三郎、原、長畑、峰谷では、住民の参加率が64%から47%と、非常に多額高い率で参加をいただき、町の全体的な参加の平均は28%でありました。

今後は、さらに多くの住民皆様にPRをし、年1度の防災訓練が必要であるということを理解していくために努力をしてみたいというふうに思っております。

次に今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第65号 奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定を整備するものであります。

議案第66号 奥多摩町事務手数料条例等の一部を改正する条例は、社会保障・税番号制

度の導入に伴い規定を整備するものであります。

議案第 67 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例は、町が建設費作業を住宅を町営住宅として活用するため、規定を整備するものであります。

次の認定第 1 号から認定第 8 号までにつきましては、平成 26 年度奥多摩町一般会計を始め、特別会計、企業会計、啓 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件であります。

報告第 2 号及び第 3 号の 2 件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成 26 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について、算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査をいただきましたので、その意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第 4 号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき報告するものでございます。

議案第 68 号 訴えの提起については、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うためのもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をいただくものであります。

次に議案第 69 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 請負契約について、議案第 70 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 請負契約について、議案第 71 号 女夫橋補修工事請負契約についての 3 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に議案第 72 号 自治功労者の決定に同意を求めることにつきましては、奥多摩表彰条例の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

次に議案第 73 号から議案第 80 号までにつきましては、現在執行しております、平成 27 年度奥多摩町一般会計及び特別会計、企業会計の 8 会計の補正予算であります。

以上、条例の一部改正議案 3 件、決算認定 8 件、報告案件 3 件、契約案件 3 件、補正予算案件 8 件、その他議会の議決を得る案件 2 件の計 27 件であります。また会期中には奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについての案件を追加で、提出させていただき予定であります。具体的な内容につきましては所管の課長から説明をさせさせていただきますので、いずれの議案につきましても、今後の事務事業の執行の上で必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに当たり、最近、読売新聞に掲載されておりました、人口減社会に関する、全国

世論調査についてですが、世論調査では日本の人口減少は、深刻だと回答した方は89%に達し、将来の不安の項目では、社会保障制度を維持できなくなるが84%と最も多く、次に労働力が減り経済活動が停滞するが68%。社会全体の活力が失われるが、59%と続いております。

日本の総人口は、約1億2,700万人が、2,060年には、約8,700万人に減ると推計されております。政府が掲げる2,060年に、人口1億人確保を達成すべきと思う人は調査では、76%となっており、地方の活力の維持、向上については、子育て支援を充実するが、64%、雇用を増やす59%という結果になっております。

このような人口減少の問題が、奥多摩町単独の問題ではなく、日本全国の課題になりつつあります。町は従来から、継続的に少子化、定住化対策を実行してきておりますので、これらの事業をさらにレベルアップし、私たち職員みずからが、第5期奥多摩地長期総合計画に盛り込まれたさまざまな施策を早急に推進することが重要であり、実施に当たっては、当然財源が必要となります。私は、常々、必要な事業には、必要なだけ財源を投じ、効果を出してまいりました。必要なときに投資しなければ、将来、必ずそれ以上の負担が生じることから、メリハリのある予算を毎年計上してきているところであります。しかしながら、近年財政状況は安定してきたとはいえ、平成26年度決算においては、歳入総額の70.5%を地方交付税と、都支出金に依存している状況であり、特に、都支出金に占める割合は歳入総額の46.3%を占め、さらに、都支出金の52.3%は、総合交付金であります。

このような状況であることから、国都の財政状況により、町の財政は大きく影響を受けますので、私は、奥多摩町が置かれている現況は、同じ東京都の都心の区市と違うこと、町で起きている少子化が、将来には都市部で見込まれることをから、奥多摩地が率先して対策を行うことは、いずれ東京都の施策にもつながってまいりますので、町が先駆けて各種事業を行い、先導的な役割を担っていくということから、引き続き東京都に対し丁寧に説明し、理解していただき。予算の確保を図って、予算の確保に努めてまいる所存であります。また、職員一丸となり、第5期奥多摩地長期総合計画の将来像、「人 森（もり） 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち奥多摩～を実現するため、今後も粉骨砕身、全力で邁進していく覚悟でありますので、議員各位並びに住民皆様のより一層のご支援とご協力を心から主にお願ひ申し上げまして、平成27年第3回奥多摩町議会定例会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で町長の挨拶は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、これで暫時休憩にしたいと思っておりますがご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) はい。ご異議なしと認めます。よって午前11時15分から再開といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(前田 悦男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第65号 奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第65号 奥多摩町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これを番号法と呼ばせていただきますが、交付され、国民全員に個人番号が付番されるマイナンバー制度が導入されることとなりました。今後は、本年10月に、住民票を有する全ての方に、個人番号、マイナンバーの付番、個人への通知、平成28年1月から、マイナンバーの利用の開始、申請された方への個人番号カードの交付開始、平成29年1月から、国の行政機関の間で、マイナンバーを利用した情報のやりとりが、平成29年7月から、地方公共団体と他の行政機関等との間で、マイナンバーを利用した紹介・提供等の情報のやりとりが開始され、マイナンバー制度の本格運用が開始されることとなっております。

この番号法が制定されたことから、地方公共団体に対して、特定個人情報と呼ばれる個人番号をその内容に含む個人情報につきまして、特定個人情報以外の個人情報よりも厳格保護することとしており、適正な管理について、条例整備などの必要な措置が求められております。

このため、個人情報の保護について、従来からの個人情報保護条例の規定に加えて、番号法に対応するための条文を規定する必要があることから、条例改正をするものでございます。

また、今回の改正では、改正内容につきまして、法で定める施行日が異なることから、施行日ごとに3条に分け案文を作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、条例改め文もごさいますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第1条関係の改正でございませう。

第1条の改正は、個人情報の範囲が個人情報保護条例で規定されているものと番号法によるものと異なるため、番号法において定義づけされる特定個人情報に対して、この条例の適用から外れるものがないよう、括弧書きの規定を加え、その他は文言整理でございませう。

第2条は、第2号の個人情報の定義を番号法で規定する定義と整合させ、条例をわかりやすくさせるために、個人に関する情報でその情報に含まれる記述により特定の個人を識別できるもの。第3号の保有個人情報として、職員が職務上作成または取得した個人情報で、組織的に利用するものとして保有している文書や電磁的記録にすると、定義を2つに分けてございませう。また、第4号の特定個人情報は、番号法で新たに定義された用語の意義で、番号法第2条第8号に規定する個人番号をその内容に含む個人情報とし、第6号の本人は、個人番号によって識別される特定の個人とし、新たに定義として規定いたします。

2ページをごらんください。

第3条及び第5条の、個人情報の括弧内の規定を加える改正は、個人情報の範囲がこの条例と番号法で異なることから、番号法で定義づけられた特定個人情報に対しても、その保護措置を講ずることを明らかにするため規定するもので、この後の第8条、第14条及び第20条についても同様の改正内容でございませう。

第6条の改正規定は、収集を制限されている個人情報の収集する場合の方法に、庁舎内で組織する電子計算組織運営委員会の意見を聴取する必要があることを規定したもので、そのほかは文言整理でございませう。

次の第7条及び3ページの第8条の改正規定は、用語の定義を改正したことによる文言整理でございませう。

第9条及び第10条の改正規定は、事務を委託する場合の措置及び受託者の責務に指定管理者を加えるものでございませう。

4ページをごらんください。

第11条の改正規定は、第6条と同様に、利用及び提供を制限されている情報を利用する

際の方法を規定するもの。第 11 条の 2 は、番号法第 19 条に規定されている 14 項目に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないことを規定するものでございます。

第 12 条、第 13 条及び 5 ページの第 14 条の改正規定は、それぞれ用語の定義を改正したことによる文言整理でございます。

第 16 条は、自己情報の開示請求に対して、非開示及び一部開示の際の通知書の記載内容を追加するもので、第 18 条は文言整理でございます。

6 ページをごらんください。

第 20 条の改正規定は第 3 条の改正規定と同様に、特定個人情報の保護措置を講ずることを明らかにするための規定、第 23 条の改正規定は、訂正等の請求を決定する起算日を追加するもので、そのほかは文言整理でございます。

7 ページをごらんください。

第 2 条関係の改正でございます。

第 2 条は、第 5 号から第 7 号を 1 号ずつ繰り下げ、同条に、第 5 号として、保有特定個人情報を定義するものですが、番号法で新たに定義されたもので、第 1 条関係で、新たに定義されました個人番号をその内容に含む特定個人情報につきまして、職員が職務上作成、または取得した特定個人情報で、組織的に利用するものとして団体に保有している文書や電磁的記録を定義するものでございます。

次に、特定個人情報の提供の制限として規定した第 11 条の 2 を第 11 条の 3 として、新たに第 11 条の 2 として、保有特定個人情報の利用の制限について規定するものでございます。

第 2 項として、ただし書きに規定する場合のほか、緊急を有する場合に限り利用できることと定めております。

8 ページをごらんください。

第 14 条第 2 項及び第 15 条第 1 項の改正規定につきましては、番号法では、特定個人情報の事故情報の開示請求に当たり、法定代理人だけでなく任意代理人も認めているため、その旨を定めるものでございます。

第 21 条第 2 項の改正規定につきましては、自己情報の訂正等を請求できるものについて規定している条文を改めるもので、第 1 号では、個人情報保護条例または番号法の規定に反して収集または記録されたと認めるときは利用の停止または削除を、第 2 号では、条例または法の規定に反して提供されていると認めるときは提供の停止を、それぞれ求めることができる改正でございます。

同条第3項及び9ページの第34条の規定は文言整理でございます。

次に、第3条関係でございます。

第2条は、第5号から第8号を1号ずつ繰り下げ、同条に、第5号として、情報提供等を記録を定義するものですが、これも番号法で新たに定義されたもので、情報提供による不正行為を抑止するため、情報提供の求め及び情報提供の記録を記録し、かつ保存しなければならない旨の規定となります。

また、第11条の4は、情報提供等記録を目的外に利用してはならないことを定めるもので、この条文が規定されたことで、第11条の2及び第21条第2項に除外規定を加えるものでございます。

10ページをごらんください。

第23条の2として、情報提供等の記録の訂正を行った場合の通知先について、総務大臣及び番号法第23条に規定された者に対して通知をする規定でございます。附則といたしまして、この条例は番号法の施行期日でございます平成27年10月5日から施行するものでございます。ただし、第2条の改正規定は、マイナンバーの利用が開始される平成28年1月1日から施行し、第3条の改正規定は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行するものですが、この日は、今後、政令で定めることとなり、国の行政機関の間でマイナンバーを利用したやりとりが始まる平成29年1月1日となる予定でございます。

以上で議案第65号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第65号の質疑を行います。質疑はありますか。1番、石田議員。

○1番（石田 芳英君） 今回のマイナンバーの法律による条例の改正ということで、いろいろと取り扱う情報が厳格されてきたということでございますけれども、対象として、例えばマイナンバーで税とか社会保障とか災害関連とか、その他の情報を取り扱うということなんですけれども、一番大変なというか、取り扱いに関する運用面といいますか、例えば、ある面が取り扱う人を最初から決めているとか、あるいは取り扱うエリアをもう決めてしまって、それ以外は取り扱いできないようにするというようなこともうたわれておりますけれども、その運用面について何か決まっていることが庁舎内にあるようでしたら、ちょっとお知らせいただけたらと思います。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 1 番、石田芳英議員のご質問にお答えいたします。

運用面のエリア等ということでございますけれども、まず、この、マイナンバーカードを発行して運用していくわけでございますけれども、このシステムの関係と申しますか、他の自治体間とのやりとり等につきましては、今、総務課の電子計算係のほうで、その電子計算関係の改修を行っているところでございまして、カード自体は、今後は住民課の方で発行していくこととなります。その後、取り扱うものについては、今、町のほうでは特に、個別に新しいものをそのカードで活用できるというものを、独自にこれを取り扱うという部分はまだ決定しておりませんので、今先ほど申し上げました番号法の 19 条に、14 項目、いろいろな定めがされておりますけれども、その内容について取り扱いをしていくということでございます。

それと、庁舎内の漏えいといいますか、今、これも最初年金も取り込んでいこうというような話でしたけども、日本年金機構の情報が漏えいしたということで、その扱いも今後おかれていくということがございました。町の中でも、6 月 4 日に個人情報保護に関する取り扱いということで、各職員に対しまして、今、各職員パソコンを一人 1 台持つてゐるわけございまして、また今後、こういうマイナンバー等が使われていくという中で、さまざまな細かい部分の制約も通知をしたところでございます。

例えば、外からの外部メールが来たときに、添付ファイルがあっても、不審だなと思った場合には開けずに電子計算係のほうで対応させるですとか、そういう細かい部分が、今、職員のほうでは、通知をしてやらせるようにしております。

また、電子計算係でも、そういう部分では研修等に行って、そういう内容についての、対応方法等について研修をさせているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。ほかに、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 65 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 65 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 65 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 66 号 奥多摩町事務手数料条例等の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第 66 号 奥多摩町事務手数料条例等の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

理由、社会保障・税番号制度の導入に伴い規定を整備する必要があるためでございます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入が平成 28 年 1 月から始まるに当たり、平成 27 年 10 月 5 日から申請ができることで、再交付の申請がある場合の規定を整備するものです。

条例改正文もございますが、新旧対照表の 11 ページをごらんください。奥多摩町事務手数料条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正します。別表中第 36 項を第 37 項とし、第 8 項から第 35 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に第 8 項、通知カードの再交付、1 枚につき 500 円の 1 項を追加し、別表中第 7 項は、個人番号カードの再交付、1 枚につき 800 円に改めるものでございます。

次の 13 ページをお開きください。第 2 条関係（平成 15 年条例第 21 号）の附則第 2 項及び第 3 項を削除する。附則としてこの条例は平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 1 条中第 7 項を改める規定及び第 2 条の改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上で議案第 66 号 奥多摩町事務手数料条例等の一部を改正する条例について、提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありますか。4 番、原島議員。

○4 番（原島 幸次君） 4 番、原島でございます。今、再交付の手数料の関係についてちょっとお聞きしたいんですが、500 円と 800 円というふうに金額の差がございます。手間がかかるからだと思うんですが、どのようにしてこのような 500 円と 800 円なのか、ちょっと教えていただければありがたいなと思います。お願いします。

○議長（前田 悦男君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 4 番、原島議員の、ただいまの手数料の 500 円と 800 円の

差ということでございますけども、これにつきましては、今まで住基カードというものを発行しております、それについては500円ということで、情報的には住所とか名前とかそういうふうな、情報的に少ない情報でございました。これが今度、マイナンバーカードにかわるにいたしまして、たくさんの情報が入るということで、それなりの情報量のものが入る構造になっておりますので、その分が高くなるというふうなことで考えております。

また、全国的には1,000円前後ということで、各市町村それぞれの自治体で料金の設定はできるということで、西多摩地区は約800円ということで、皆さん、各自治体で規定しておりますので、それに倣いまして奥多摩も800円ということで設定させていただきました。

以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第66号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第66号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第66号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第66号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第67号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第67号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、町が建設した住宅を町営住宅として活用したいため、規定を整備する必要があるためでございます。また、小丹波若者住宅の住宅使用料につきましては、現在建設中の3棟8戸を、9月中旬に募集を行い、来年の3月入居者を予定してい

るため、月額住宅使用料の設定については町が管理している家賃等の状況及び近隣の住宅等を勘案し、少子化、若者定住化対策、プロジェクトチームの設置要綱第6条に係る職員を招集して、使用料の金額を設定したものでございます。

条文の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をいたします。

新旧対照表の14ページをごらんください。

奥多摩町営住宅使用条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の表の若者住宅（川井）の次に、若者住宅（小丹波第1）奥多摩町小丹波627番地9とし、個数に8を加えるものでございます。

次に、第30条第3項中の下線の部分、海沢若者住宅及び川井若者住宅駐車を、若者住宅（海沢）、若者住宅（川井）及び若者住宅（小丹波第1）駐車場に改めるものでございます。

次に、別表第1中の若者住宅（川井）の次に、若者住宅（小丹波第1）を加えるものでございます。

次に、15ページをごらんください。

別表第二の若者住宅（川井）の次に、若者住宅（小丹波第1）として、3万円を加えるものでございます。

附則といたしましてはこの条例の施行期日につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第67号の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、高橋議員。

○3番（高橋 邦男君） 3番、高橋です。条例の改正にはないんですけど、住宅の使用期間、これは海沢の若者住宅と同じということだと思うんですが、以前も使用期間が短くて、町外へと出られちゃうという方も多かったんですが、その辺を町としてはどう考えて期間を海沢と同じようにしたのか、その辺経緯がわかれば教えてください。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 3番、高橋議員の質問にお答えいたします。

使用の期間につきましては、20代の場合は12年、30代の場合は10年、40代の場合は

7年ということで、50代の場合は、現状の制度を継続しながら5年プラス3年ということになっております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第67号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第67号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第67号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 認定第1号 平成26年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第2号 平成26年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 認定第3号 平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 認定第4号 平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 認定第5号 平成26年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 認定第6号 平成26年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15 認定第7号 平成26年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16 認定第8号 平成26年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めますが、日程第17 報告第2号 平成26年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第3号 平成26年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上2件は関連がありますので、認定8号の説明終了後、続けて報告をお願いいたします。会計管理者。

〔会計管理者 原島 政行君 登壇〕

○会計管理者（原島 政行君） 認定第1号から認定第8号までの平成26年度一般会計歳入歳出決算を初めとする特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法並びに地方

公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべくその提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することになりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

初めに認定第1号 平成26年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の3ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、3ページの表の一番下の行にございます65億7,889万2,208円で、対前年度比4億1,574万726円、6.7%の増となりました。

その主な要因は、消費税の引き上げに伴い地方消費税交付金の増額、また都の補助金であります市町村総合交付金の増額など、町税、分担金及び負担金、国庫支出金等は減額がございましたが、全体では前年に比べて増額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税のほか1,373万4,934円で、対前年度比420万9,007円、23.5%の減となりました。

なお、地方税法第18条により176万8,318円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては事務報告書の103ページをごらんいただきたいと思います。

次に、4ページからは歳出でございますが、6ページをお開きください。

歳出の支出済額の合計は6ページの表の一番下の行にあります63億8,229万2,990円で、対前年度比で3億6,364万1,886円、6.0%の増となりました。

その主な要因は、衛生費、教育費、公債費等が減額となっているものの、はとのす荘建設を含みます商工費、小丹波地内若者住宅建設を含みます土木費、雪解けを待って執行した災害復旧費等が増額となりました。結果、歳入歳出差引残高は1億9,659万9,218円で、そのうち4,220万円が翌年度繰越金となります。

繰り越す事業は、地方創生先行型事業及び地方消費喚起型特別事業でございます。

なお、26年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、127ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額の1億9,659万9,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額の98万5,000円を差し引いた額1億9,561万4,000円が実質収支額となりました。

なお、128 ページ以降の財産に関する調書につきましてはご参照をいただきたいと思います。

次に、認定第2号 平成26年度 奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

奥多摩都民の森は、都民が自然に親しみ、林業の体験や野外レクリエーションを通して、森林、林業についての正しい理解を深めるとともに、地域の振興を図る目的で、平成5年7月にオープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者として運営を行っております。

決算書の1ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は7,306万9,662円で、対前年度比439万5,408円、6.4%の増となりました。

2ページをごらんください。

歳出の支出済額の合計は7,108万8,413円で、対前年度比437万4,251円、6.6%の増となりました。

次に、10ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の198万1,249円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

山のふるさと村は、都民に奥多摩の豊かな自然に親しんでいただくためにレクリエーションの拠点となると同時に、自然への理解を深め貴重な自然の保護と回復を図って、都民が一体となったふるさと意識を育てることを目的に平成6年に全面オープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者としての運営を行っております。

決算書の13ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は1億6,681万5,721円で、対前年度比436万6,030円、2.7%の増となりました。

14ページをごらんください。

歳出の支出済額の合計は1億6,341万5,800円で、対前年度比487万1,511円、3.1%の増となりました。

次に、22ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の

339万9,921円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

国民健康保険事業は、平成20年度に、後期高齢者医療制度が開始され、新制度への被保険者の移行がありましたが、本会計は依然として厳しい状況にあるため、引き続き医療費の抑制に努めております。

決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は、2ページの表の一番下の行にあります8億4,877万3,271円で、対前年度比5,507万221円、6.1%の減となりました。

収入未済額は746万3,293円で、対前年度比161万8,407円、17.8%の減となり、地方税法第18条による不納欠損額は87万円で、対前年度比58万4,200円、204.4%の増となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出の支出済額の合計は、4ページ表の一番下の行にあります8億2,759万2,319円で、対前年度比3,160万3,836円、3.7%の減となりました。

次に、24ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の2,128万952円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては25ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第5号 平成26年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

後期高齢者医療事業は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保健制度にかわる新しい制度として平成20年4月から施行され、制度の円滑な運営を図るため、平成25年度に引き続き、低所得者に対する保険料の軽減が行われております。

決算書の27ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は1億9,676万7,215円で、対前年度比444万1,058円、2.3%の増となりました。

収入未済額につきましては208万6,100円で、対前年度比85万6,200円、69.6%の増となりました。

次に、28ページの歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は1億9,526万7,662円

で、対前年度比 783 万 8,921 円、4.2%の増となりました。

次に、37 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額 149 万 9,553 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 6 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

介護保険事業は平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期事業計画において設定した保険料に基づく事業運営期間の 3 年目となります。

計算書の 39 ページ、40 ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は 40 ページ表の一番下の行にあります 8 億 2,653 万 8,784 円で、対前年度比 2,485 万 7,887 円、3.1%の増となりました。

収入未済額につきましては、231 万 4,400 円で、対前年度比 123 万 700 円、34.7%の減となりました。

なお、不納欠損額には 218 万 2,600 円で、対前年度比 215 万 7,300 円、8,526.9%の増となりました。

次に、41 ページ、42 ページをお開き願います。

歳出の支出済額済額の合計は、42 ページ表の一番下の行にあります 8 億 743 万 3,560 円で、対前年度比 1,967 万 1,275 円、2.5%の増となりました。

次に、58 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額、1,910 万 5,224 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、59 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 7 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

平成 11 年 7 月全面供用開始となりました。小河内処理区の平成 27 年 3 月末現在での水洗化率は 99.6%、奥多摩処理区につきましては平成 27 年 3 月末現在での水洗化率は 63.1%となりました。奥多摩町全体の普及率につきましては 64.5%となりました。

決算書の 1 ページをお開き願います。

歳入の収入済額の合計は 11 億 9,175 万 6,471 円で、対前年度比 2,891 万 7,794 円、2.5%の増となりました。収入未済額につきましては 1,176 円で、対前年度比、1,176 円の改増となりました。

次に、2 ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は 11 億 9,175 万 4,959 円で、対前年度比 2,891 万 6,788 円、2.5%の増となりました。

この増額の主な要因は、奥多摩処理区長期債元金及び利子償還金の増によるものでございます。

次に、13 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の 1,512 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の 1 ページ、2 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は 2 ページの上段の表の一番上、4 億 6,915 万 6,133 円、支出決算額は下段の表の一番上、4 億 9,205 万 5,901 円で、収支差引額 2,289 万 9,768 円が単年度収支として赤字となっております。

医療費用に対する医業収益の割合は 58.7%で、前年度の 67.6%と比較し、8.9%の減となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は 4 ページの上段の表の一番上、786 万円、支出決算額は下段の表の一番上、2,608 万 7,199 円で、収支差引額は 1,822 万 7,199 円の不足となりました。この不足額につきましては過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は、奥多摩病院地下系統空調設備改修工事費などがございます。

なお、業務内容等、詳細につきましては、決算書の 21 ページ以降、また事務報告書に詳しく記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして提案の説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては、申し上げるまでもございませぬが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきましてご認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で会計管理者の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開とします。

午後 0 時 09 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第 2 号及び第 3 号の説明から行います。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 報告第 2 号 平成 26 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、及び報告第 3 号 平成 26 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

初めに報告第 2 号 平成 26 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき報告するものでございます。

それでは、「平成 26 年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書」をごらんください。表の左から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率となっております。それぞれの表の上段に記載されております横棒のバーという記号と数字につきましては、平成 26 年度の決算後におけます当町の数値でございます。またそれぞれの下段に括弧で記載をさせていただいております数値は早期健全化基準で、実質赤字比率は 15.0%、連結実質赤字比率は 20.0%、実質公債費比率は 25.0%、将来負担比率は 350.0% が基準とされており、この 4 つの比率のうち、1 つでもこの基準を超えた場合には、直ちに早期健全化計画を策定をいたしまして、議会の議決を受けなければならないとされております。

それでは、内容につきまして順にご説明をさせていただきます。

初めに実質赤字比率とは、一般会計等におけます決算が黒字であったのか、赤字であったのかを示すものでございます。当町の場合は一般会計及び一般会計に属します特別会計の都民の森特別会計、山のふるさと村特別会計における実質赤字額を標準財政規模で除した数値であらわします。

なお、当町における標準財政規模は 25 億 249 万 1,000 円となっております。

また、平成 26 年度実質赤字比率につきましては、表に横棒のバーという記載になっておりますが、これは一般会計を含む 3 会計の決算が黒字であることを示しております。

内容につきましては、一般会計を含む 3 会計で 2 億 99 万 6,000 円を繰り越しております

ので、規則に基づき計算をいたしますと、当町の実質赤字比率はマイナス 8.03%となります。したがってこの表上ではプラスの数字が赤字比率として記載をされますことから、黒字は規則によりまして横棒のバーという記載になっております。

次に、連結実質赤字比率についてご説明をさせていただきます。

連結実質赤字比率は当町における全ての会計の決算状況が赤字であったのか、黒字であったのかを示すもので、一般会計、特別会計、公営企業会計を含め、全 8 会計が対象となっております。

内容につきましては、一般会計を含む 3 会計の繰越金が 2 億 99 万 6,000 円、特別会計では国民健康保険特別会計など 3 会計の繰越金が 4,178 万 5,000 円、公営企業会計では病院事業会計及び下水道事業特別会計の剰余金が 2 億 39 万 9,000 円で、合計 4 億 4,318 万円の黒字となっておりますことから、連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値につきましてはマイナス 17.70%となり、黒字の決算となっております。よって、表の上では実質赤字比率と同様にプラスの数字が赤字比率として表記されますことから、黒字は規則に従いまして横棒のバーという記載になっております。

次に、実質公債費比率についてご説明いたします。

実質公債費比率は、一般会計における公債費と、公営企業会計などの公債費の償還に充てられた一般会計からの繰出金との合計額等を、標準財政規模で除した数値でございます。平成 26 年度決算における当町の実質公債費比率につきましては、表の上段に記載しておりますとおり 6.3%になります。

実質公債費比率につきましては、平成 26 年度単年度では 5.7%ですが、当該年度を含め過去 3 カ年の単年度実質公債費比率の平均値であらわすということでございますので過去 3 カ年の平均が 6.3%ということで、これは昨年に比較をいたしまして 0.7 ポイント改善をしております。

次に、将来負担比率についてご説明させていただきます。

将来負担比率とは、一般会計及び公営企業会計における地方債の残高や、職員の退職手当など、現時点において将来的に支払いが見込まれる額から、基金などこれに充当可能な額を差し引いた総額を分子に、標準財政規模から、地方交付税に算入される公債費充当額を差し引いた総額を分母に、算出した数値のことを言うものでございます。この指標は、町に 1 年間に入る収入額と蓄えてある基金等の額が、将来支払っていかなければならない公債費等に対しまして、現在どのようなバランスの状況にあるかを判断するものでございます。当町の平成 26 年度決算における将来負担比率につきましては、前年度マイナス 7.2%

でしたが、これと比較し 11.3 ポイント上昇し、4.1%となっております。これは
充当可能基金総額がはとのす荘建設に伴う取り崩しを行ったことなどから、前年度に対し
1 億 7,166 万 1,000 円減少したこと、また、公営企業債等繰入見込額及び組合負担等見込
額が、前年度に対し 3 億 874 万 9,000 円増額したことによるものでございます。

しかしながら、この上昇は単年度における一過的なものでございまして、平成 21 年度か
ら 6 年間の数値の全体の動向を俯瞰をいたしますと、毎年順調に低下をしてきております。

以上で、報告第 2 号のご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第 3 号 平成 26 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご
説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 22 条第 1 項の規定に基づきご報
告するものでございます。

それでは、「平成 26 年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書」をごらんください。

この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足
比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか足りているのかを判
断する指標でございます。資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における
流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計
算式により比率計算を行った上で表の上段に数値を記載をいたしますが、プラスの場合は
資金が足りているということで、比率の表記は行われず、横棒のバーを記載をすることと
なっております。

下段に括弧して 20.0%と表記してあるものが早期健全化基準でございます。この基準を
超えますと、経営健全化計画を策定し、議会の議決を受けなければならないと決められて
ございます。

当町におけます公益事業等 2 会計の平成 26 年度決算における流動資産から流動負債を
差し引いた額は、病院事業会計がプラス 2 億 39 万 8,000 円、下水道事業特別会計がプラス
1,000 円と、いずれの会計も資金不足の状況にはないことから、横棒のバーという記載に
なっております。

以上で、報告第 2 号及び報告第 3 号のご説明を終わります。

○議長(前田 悦男君) 以上で説明及び報告は終わりましたが、平成 26 年度の各会計決、
並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お
手元に審査意見書の写しが配付されております。

本日は、滝島代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過、及び結果

について、ご報告いただきたいと思います。滝島代表監査委員。

〔代表監査委員 滝島 勇一君 登壇〕

○代表監査委員（滝島 勇一君） 皆さん、こんにちは。ただいま「決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告」のご指名をいただきました、代表監査委員の滝島勇一でございます。お時間をいただきまして、ご報告申し上げたいと思います。

まず、決算審査の結果について、ご報告申し上げます。

このたび、地方自治法の規定により、審査の対象となりましたのは、平成 26 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の 7 会計でございます。また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは、同じく、平成 26 年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、平成 27 年 7 月 28 日、8 月 3 日、4 日、5 日の 4 日間で、審査実施者は、原島幸次監査委員と私、滝島でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、平成 26 年度の全ての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から、所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、あわせて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

次に、審査結果ですが、平成 26 年度の奥多摩町における全 8 会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も、適正かつ正確であり、歳入、歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書、2 ページの（1）一般会計から、5 ページの（9）基金の状況までに、それぞれの会計における状況と内容について記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

また、個々の会計への審査意見につきましても、6 ページから 7 ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、総括的なことを申し上げ、審査意見の報告とさせていただきます。

お手元の審査意見書、7 ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

平成 26 年度は、町税収入が 2.1%減ったものの、都支出金の増額により歳入は前年度比

6.7%増となった。また大きな自然災害もなく、第5期長期総合計画の策定、はとのす荘建てかえ工事の進展、宅地分譲と賃貸住宅整備による少子化・定住化対策の推進、奥多摩中学校の開校、公共下水道供用区域の拡大、財政調整基金の積み増し等の懸案事項を大過なく処理できたことは同慶の至りである。

その一方で、かかる問題点を指摘しておきたい。

1、東京都に3カ月ごとに請求することが原則の行旅死亡人取扱費用について、平成24年11月15日分16万3,770円から平成26年2月6日分16万3,770円までの間の請求を怠り、年度が変わった平成26年7月になって、7件分合計112万5,888円を請求した。原因は、職員退職による引き継ぎ漏れとのことである。

2、奥多摩処理区下水道管渠建設工事に附帯する工事（町単独事業）について、平成24年度分1件、1,652万4,000円、平成25年度分4件、3,841万5,600円、合計5件、5,493万9,600円の支払い漏れがあり、平成26年10月に支払った。これら附帯工事は通常1月に見直しを行いその年度内に精算するのが原則であるが、状況を知る現場監督員の退職と、地下埋設障害物に対する町と施工業者間の確認不足により状況把握が行き届かなかったことが原因とのことである。

3、白丸生活館基礎工事について、上に載るべき建物の建設に、多摩建築指導事務所の許可が得られず取り壊し、再工事となり、391万3,920円を追加支出した。原因は監理を怠り準拠すべき法律を間違え、建物を載せる基礎部分の高さが不足したためとのことである。

4、白丸生活館建設工事について、実施設計料273万円、既存建物解体工事代302万8,703円、建物工事代3,307万3,920円、工事監理料192万2,400円の計4,075万5,023円を要した。木造平屋建て101.99平方メートル、30.85坪なので、坪当たり建築費は132万1,070円、解体費用を除いても122万2,895円である。施工基準に合わせ、かつ地元の要望を加味したものとの説明であるが、材料もヒノキの上等材を使用し、下足入れを銘木でつくるなど、庶民感覚からは到底首肯できるものではない。しかし立案から完成までの間、関係者の誰からも「もったいない」という意見は出なかったそうである。

以上の問題の本質は詰め甘さと責任感の欠如である。そしてこれはその解決策を単に担当部署に任せておけば済む問題とは思えない。担当者の説明には主語がなく、専門用語が多いので、私の理解力不足はあるとしても、何度説明を聞いても責任の所在が判然としない。反省らしくは聞こえるものの、相手にわかりやすく平易に説明しようという感じではなく、むしろ言いわけがましくさえ聞こえ、二度と同じ過ちを繰り返さないという強い

決意は感じられなかった。行政に業績評価という概念はなじみにくい。しかし町には関連法人を含めて 300 人以上を雇用する組織は役場以外に存在せず、独占企業群とも言える状況である。そしてまた非営利なので、競争原理が働かず、外部からの批判を受ける機会がほとんどない。したがって、不祥事が起きたときでもその場を穏便におさめることを優先し、責任の追及がどうしても甘くなりがちである。しかし、原因を究明して責任の所在を明らかにし、公正かつ厳格な処置を行い、対応策を講じてこそ、組織に前向きな緊張感を生み再発を防止することができる。このまま放置すれば再発する可能性があり、そのつけは町民に回ることになる。

ただ、失敗は誰にでもあり得ることである。そのとき、責任を回避せず、正面から引き受けることは自分自身との戦いでもある。周囲からの孤立を恐れず、最後まで責任を背負い続けるのはとても勇気がいる。しかし、その責任を自覚して真剣に反省してこそ、同じ過ちを二度と繰り返さなくなる。その間の緊張感が人を成長させ、やりがいと充実感を与える。

しかし、責任を回避する者に成長はない。むしろ逃げることによって成長の機会をみずから潰し、他人の足を引っ張ることで自分を正当化しようとする。上記問題点を検証する過程において、残念ながら「責任は私にあります」という誠意ある言葉を聞くことはできなかった。しかし、有効な処方箋を見つけることは至難のわざでもある。大きな組織の中で一人だけ勇気ある人間になることは簡単ではない。

そこで、役所は公器であるという原点に立ち返ってほしい。公のために奉仕するという本来の職業意識に立ち返ってほしい。住民からの感謝の気持ちを直接感じる機会は少ないかもしれない。しかし、役場がみずから甘えていては町のあしたはない。公のために役立とうと、誰でもが抱いたであろう、初めて出勤した日のその決意を、職員一人一人が改めて喚起してほしい。初心忘るべからず、言い古されたこの言葉を、もう一人の自分からの戒めとして、日々かみしめてほしいと切に希望するものである。

次に、先ほど報告がなされましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により審査に付されました、平成 26 年度奥多摩町における健全化判断比率算定書類及び資金不足比率算定書類に関する審査の結果について、ご報告申し上げます。

審査実施日は、平成 27 年 8 月 24 日で、審査実施者は、原島監査委員と私でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

また、審査結果につきましては、算定基礎事項を記載した書類と総括表とを照合の結果、計数等は全て正しく、適正に書類が作成されていたものと認めます。

なお、実質公債費比率は前年度を下回り、抑制することができましたが、今後も継続して、負担適正化に努める必要があります。

また、将来負担比率は、一部基金の取り崩しを行ったため、充当可能財源が減少し、プラスに転じました。今後、下水道事業の将来負担を考えると、引き続き、堅実な財政運営がなされる必要があると考えます。

以上をもちまして、平成 26 年度の決算審査、並びに財政の健全化に関する審査結果につきましての議会報告とさせていただきます。お時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、滝島代表監査委員の報告は終わりました。滝島代表監査委員、大変ご苦労さまでした。あわせて、議会選出委員の原島監査委員につきましても、同様にご苦労さまでした。

お諮りします。ただいま上程の認定第 1 号から認定第 8 号までについては、議長及び議会選出監査委員である原島議員を除く、委員 10 名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで、決算特別委員会の委員長互選のため、暫時休憩とします。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。

よって、午後 1 時 35 分から再開いたします。

午後 1 時 26 分 休憩

午後 1 時 35 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○事務局長（澤本 恒男君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われたので、その結果を報告いたします。委員長に 2 番、宮野亨議員、同副委員長に 3 番、高

橋邦男議員、以上のとおり選出されました。報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上のとおり、決算特別委員会委員長は、2番、宮野亨議員、副委員長は3番、高橋邦男議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第19 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成26年度分）の報告について、報告を求めます。

教育課長。

〔教育課長 守屋 吉彦君 登壇〕

○教育課長（守屋 吉彦君） 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成26年度分）の報告について、ご説明をさせていただきます。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を報告するものでございます。

報告書の1ページをお開きください。

第1の点検及び評価の実施について、第2の点検及び評価の実施方針について、につきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

3ページをお開きください。

第3といたしまして、平成26年度におきます教育委員会の活動状況についての報告でございます。

3ページから6ページ上段までは、毎月開催しております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、6ページ途中から8ページにつきましては、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

9ページをお開きください。

第4といたしまして、教育委員会が平成26年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標、及びこの目標を達成するための5つの基本方針を掲載しております。

10ページをお開きください。

第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました、教育施策としての23の重点項目を、それぞれの基本方針ごとに掲載しております。

13ページをお開きください。

13 ページから 33 ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第 5 で定めました 23 の重点項目ごとに、各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価をしております。

評価につきましては、それぞれの施策、事務事業ごとに、点検結果といたしまして 2 ページの「別表」にございますように、二重丸が事務事業の取り組みが順調に行われているという記号、以下、丸はおおむね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にそれぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

13 ページにお戻りください。

この表では、基本方針 1 の重点項目 1 につきまして評価をしております。

まず、道徳授業地区公開講座につきましては、点検結果といたしまして、順調に実施している。その下の 2 つの事業は、おおむね順調であるという自己の点検結果であるということでございます。それ以降、33 ページまで、それぞれの基本方針で定める重点項目につきまして、その項目に沿って実施した事業につきまして同様に評価しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、平成 26 年度に実施した事業について、平成 26 年度末の状況で評価をしておりますので、今日現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

34 ページをごらんください。

教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして、みずから点検及び評価を行い、これを教育に関し学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は点検評価委員いたしまして、前教育長の原島金廣氏、主任児童委員の河村貴子氏のお二人をお願いをいたしました。意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして、さまざまなご意見を頂戴いたしました。

以上、平成 26 年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告いたしました。

教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成26年度分）の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で報告は終わりました。

次に、日程第20 議案第68号 訴えの提起について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第68号 訴えの提起についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定によりまして、訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの要旨は、99カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第63条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2、訴える相手方は、99カ年地上権抹消登記義務者（別紙に掲げる者）でございます。

3、管轄裁判所は、東京地方裁判所、立川支部でございます。

本議案につきましては、延べ73名を相手方といたしまして、訴訟により抹消登記を行うため訴えを提起するものでございます。この抹消登記の訴訟の委託先は、社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会として進めてまいります。

なお、本件は訴訟というかたちはとりますが、既に権利は存続期間満了により消滅をしていることから、相手方の出廷がなくとも、裁判所の認容の判決に基づき、事務的に抹消登記が行われるものでございます。

既に今まで延べ905名の方について、訴えの提起をご決定をいただいておりますが、これに今回の73名を加えますと延べ978名となります。訴状は順次裁判所へ提出をしておりますが、被告が多数に及ぶこと、また1つの筆に複数の地上権が存在していることから、現在、3名の裁判官で手分けをしてご担当いただき、それぞれ別の法廷におきまして、並行して審議を重ねているところでございます。今後につきましても、残る所在不明の方、あるいは相続権の不明の方の調査を継続して行ってまいりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

ご審議の上ご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 68 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 68 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 68 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 20 議案第 68 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 68 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21 議案第 69 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 請負契約について、日程第 22 議案第 70 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 請負契約について、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 69 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 請負契約について、及び議案第 70 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 請負契約につきましては、2 件を一括してご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、いずれも予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第 69 号についてご説明いたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 でございます。契約の方法は、随意契約でございます。これは指名競争入札により 3 回の入札を行いましたが、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最低入札者と協議を行い、随意契約としたものでございます。契約の金額は 9,781 万 9,920 円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社代表取締役、佐久間一三氏でございます。

次に、議案第 70 号についてご説明いたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 でございます。契約の方法は、随意契約でございます。これも指名競争入札により 3 回の入札を行いましたが、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低入札者と協議を行い、随意契約としたものでございます。契約の金額は 1 億 7,616 万 6,360 円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 8 番地、朝日建設株式会社代表取締役、柴田拓也氏でございます。

また、それぞれ議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、この 2 件の請負契約につきましては、いずれも去る 8 月 31 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと明日 9 月 9 日は本契約となります。

なお、それぞれの工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 69 号及び議案第 70 号の工事概要について、関連がありますので、一括でご説明させていただきます。

議案第 69 号の工事概要についてご説明させていただきます。

入札調書の次のページをお開きください。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 36 でございます。工事場所は、奥多摩町川井・海沢・南氷川、川井グリーンヴィレッジ及び海沢・南氷川の一部でございます。工期につきましては、平成 28 年 3 月 14 日でございます。工事概要につきましては、管渠延長が 858.47 メートルでございます。マンホール工が 14 カ所、小型マンホール工が 19 カ所となります。

以下の工事概要につきましては記載のとおりでございます。

また、海沢地区、南氷川地区につきましては、グラインダーポンプを設置するものでございます。

次のページをお願いします。

1 枚目が川井地区で、2 枚目が海沢・南氷川地区の案内図でございます。

次のページをお願いいたします。川井地区の系統図及び位置図でございます。赤い線は補助対象の路線を示している部分でございます。

次のページをお願いいたします。海沢地区の系統図及び位置図でございます。

次のページをお願いいたします。南氷川地区の系統図及び位置図でございます。

次のページをお願いいたします。川井地区のマンホールポンプの配置図でございます。

次のページをお願いいたします。海沢地区のグラインダーポンプの配置位置図でございます。

次のページをお願いいたします。南氷川地区のグラインダーポンプの配置位置図でございます。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取付管布設図でございます。

以上で議案第 69 号の説明を終わります。

次に、議案第 70 号の工事概要についてご説明いたします。

入札調査の次のページをお開きください。工事件名につきましては、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 37 でございます。工事場所は、奥多摩町、梅沢 9 番先、梅沢丹三郎地区でございます。工期は、平成 28 年 3 月 14 日でございます。工事概要につきましては、管渠延長が 698.40 メートルでございます。小型マンホールポンプ工が 31 カ所で、取付管及び柵設置工が 21 カ所となります。

以下の工事概要につきましては記載のとおりでございます。

また本工事につきましては、本管の管渠工事が平成 22 年度に完了していますので、主にマンホールポンプの設置と、枝線の管渠工事及びグラインダーポンプの設置工事となります。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。系統図及び位置図でございます。赤い線は補助対象の路線を示している部分でございます。

次のページをお願いいたします。マンホールポンプ及びグラインダーポンプの配置位置図でございます。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取付管布設図でございます。

以上で、議案第 70 号の説明を終わります。

ご審議をいただきましてご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 69 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 69 号の質疑を終結します。

次に、議案第 70 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 70 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 69 号及び 70 号については、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 21 議案第 69 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 69 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22 議案第 70 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 70 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23 議案第 71 号 女夫橋補修工事請負契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 71 号 女夫橋補修工事請負契約についてをご説明いたします。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、女夫橋補修工事でございます。契約の方法は、随意契約でございます。これは、指名競争入札により 3 回の入札を行いましたが、予定価格に達していなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低入札者と協議を行い随意契約としたものでございます。契約の金額は 5,647 万 9,680 円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1432 番地 1、有限会社井上土建、代表取締役、井上利則氏でございます。

また、議案書の次に入札調書を添付してございますのでご参照をいただきたいと思います。存じま

す。

なお、本請負契約につきましても、去る 8 月 31 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでございます。本日議決をいただきますと、明日 9 月 9 日が本契約となります。

なお工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 71 号の工事概要について、ご説明させていただきます。

本工事につきましては、平成 25 年度から、奥多摩町橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして事業を執行しているものでございます。工事件名につきましては、女夫橋補修工事でございます。工事の場所につきましては、奥多摩町氷川 1790 番先でございます。工期につきましては 110 日間でございます。工事概要につきましては、橋長 65 メートルでございます。

1) 橋面防水工、327 平米、2) アスファルト舗装工、320 平米、以下の工事概要は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。今年度の事業実施箇所となります。

次のページをお願いいたします。補修一般図でございます。女夫橋の現在図と、補修工一覧が記載されております。

以上で、議案第 71 号の説明を終わります。ご審議をいただきましてご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 71 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 71 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 71 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 23 議案第 71 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 71 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24 議案第 72 号 自治功労者の決定に同意を求めることについて、を議題とします。

これより、提案理由の説明を申し上げます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 72 号 自治功労者の決定に同意を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

奥多摩町表彰条例第 3 条の規定により、師岡智氏、小澤春義氏を表彰したいので、同条例第 9 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

自治功労者表彰につきましては、町表彰条例で、自治表彰を受けたものが退職し、その功績が極めて顕著であった者、並びに自治の振興に多大な貢献があった者に対して行うと定めております。

師岡智及び小澤春義氏の経歴等につきましては、お手元に配付いたしました略歴書のとおりでございます。

議案書を 1 枚おめくりください。

まず師岡智氏ですが、奥多摩町川井 423 番地、年齢は 81 歳でございます。

師岡氏は、平成 7 年から平成 23 年まで、連続 4 期 16 年間議員としてご活躍され、この間、議長、監査委員、常任委員会委員長を歴任されたほか、体育指導委員会会長、社会教育委員の会議議長と、幅広く町の自治振興発展に、多大な貢献をされました。

1 枚おめくりください。

次に、小澤春義氏ですが、奥多摩町氷川 863 番地の 2、年齢、76 歳でございます。

小澤氏は、平成 11 年から平成 23 年まで、連続 3 期 12 年間議員としてご活躍され、この間、議長、副議長、監査委員を歴任されたほか、町・自治会連合会会長、社会教育委員の会議議長と、幅広く自治振興発展に多大な貢献をされました。

師岡伸及び小澤氏の業績につきましては、皆様がひとしく認めるところでございまして、奥多摩町表彰審査委員会にお諮りいたしましたところ、全員一致の賛意の答申を得ましたので、奥多摩町表彰条例第 9 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

なお、本日ご同意をいただきましたら、本年 11 月 3 日に予定しております厚労者表彰式におきまして表彰をさせていただきます。ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い

申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 72 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 72 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 24 議案第 72 号について、同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 72 号については同意されました。

次に、日程第 25 陳情書の受付について、を議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（澤本 恒男君） それでは、本日お配りした資料の中の、「請願書・陳情書の受付について」の表を朗読させていただきます。

議請願第 1 号 平成 27 年 9 月 8 日、奥多摩町議会議員殿。

奥多摩町議会議長、前田悦男。

請願書・陳情書の受け付けについて。

議会に提出された陳情 1 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 3 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 1 号。

受付年月日、平成 27 年 8 月 25 日。

件名、平和安全保障関連法案の廃案を求める意見書採択についての陳情。

陳情人の氏名、奥多摩地域海沢 718、安保関連法案に反対する奥多摩の会代表、大澤由香里ほか 1 名。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するよう、お願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月10日となっておりますので、明日9月9日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月10日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は9月10日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員